

平成29年6月23日

「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」中間報告書（案）
に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された中間報告書案に対して下記の意見を述べる。

当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいてNHKのインターネット利用を容認してきた。ただし受信料制度との整合性をはかり、民間事業者との公正な競争環境を確保することが前提である。

中間報告書案が冒頭で指摘した通り、スマートフォンの普及を背景に視聴デバイスが多様化した結果、10～20代でテレビの視聴時間が減少し、テレビ受信機の保有率が漸減傾向にある。放送コンテンツの配信環境を整備し、コンテンツの適正な製作・流通を確保することで視聴機会を増やすという中間報告書案の趣旨自体には賛同できるが、その内容には問題点もある。

最大の問題点は、同時配信のニーズが十分に検証されていないことだ。本検討委員会の席上、NHKは昨年11～12月に実施した「試験的提供B（テレビ放送同時配信の試験的提供）」について、同時配信の利用率が6.0%にとどまったことを明らかにした。高市総務大臣が指摘した通り「十分にニーズを裏付ける内容になっているとは言い難い」比率だが、本検討委員会ではこの点がほとんど議論されていない。NHKは2019年度の常時同時配信開始に意欲をみせているが、税金に近い性格を有する受信料の相当部分を、ニーズの低い常時同時配信の基盤整備に費やすことの妥当性について、より議論を深めることが必要だと考える。

民間放送事業者とNHKを包含する動画配信プラットフォームの構築に言及していることも問題である。民間放送事業者はそれぞれ、採算性を重視しつつ定額制VODや見逃し視聴等の配信サービスを展開し、自前で配信プラットフォームを立ち上げた社もある。他方、NHKの常時同時配信はあくまで放送の補完手段であり、両者の立ち位置は大きく異なる。仮に既存の民間プラットフォームと競合する形で、NHKなどが出資する新たな配信プラットフォームが設立されるとすれば、現在の公正な競争環境に大きな悪影響が出るおそれもある。本検討委員会で確認された「プラットフォームの構築・参加は事業者の経営判断による」との基本方針を重視しつつ、既存の民間プラットフォームの価値を棄損しないよう配慮しながら検討を進めることが必要だと考える。

高市総務大臣は「NHKの改革は業務、受信料、経営の三位一体で進める」と明言してい

る。本検討委員会も、受信料の在り方を議論している「放送を巡る諸課題に関する検討会」における議論の推移を踏まえつつ、三位一体改革と齟齬^{そご}をきたさない、視聴者・国民にとって有益な動画配信環境の在り方について議論を深めることが肝要であるとする。

以 上